

## 「ビジネスプラザ静岡」WEBサイトバナー掲載取扱要綱

### 1 趣旨

この要綱は、「ビジネスプラザ静岡」WEBサイトへのバナー（以下、バナーという。）の掲載について必要な事項を定めるものとする。

### 2 バナーの掲載基準

「ビジネスプラザ静岡」WEBサイトに掲載できるバナーおよびリンク先のホームページは、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、または反する恐れのあるもの
- (3) 「ビジネスプラザ静岡」WEBサイトの公共性および品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、風俗営業および個人の宣伝に関するもの
- (5) 運営委員会の承認なく、運営委員会がバナーのリンク先の対象を推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、「ビジネスプラザ静岡」WEBサイトに掲載するのに適当でないとして運営委員会が認めるもの

#### ○ 掲載の優先順位

バナーは、ビジネスプラザ静岡の正会員であり、静岡市及び近隣地域に事業所または活動の場等を有する者を優先して掲載するものとする。

### 3 バナーの掲載期間

バナーを掲載する期間は、原則各1か月ごとを単位とする。但し、契約は最低6か月は利用するものとする。

### 4 バナーの掲載申込

- (1) バナーを掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、所定の様式により運営委員会に申し込まなければならない。
- (2) 運営委員会は、申込者に対し会社案内等の申込者の概要がわかるもの、掲載しようとするバナーの案、その他運営委員会が必要とする書類等を求めることができる。

### 5 バナー掲載の決定

- (1) 運営委員会は前条の規定による申込みがあったときは、その掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。
- (2) 運営委員会は、必要があると認めるときは、申込者に対しバナー原稿の修正を求めることができる。

## 6 バナーの掲載料金

- (1) 掲載料金は、1枠月額（大）2,100円、（小）1,050円とする。
- (2) 掲載の決定を受けた申込者（以下「スポンサー」という。）は、運営委員会の指定する期日までに前号の規定による掲載料金を一括して支払わなければならない。

## 7 バナーの作成および提出

スポンサーは、運営委員会の指示する仕様に従いスポンサーの負担でバナーの原稿を作成し、運営委員会の指定した期日までに提出しなければならない。

## 8 バナーの内容変更

バナーの内容に関する変更は、原則として行わないものとする。ただし、URLの変更等、必要なものに関しては運営委員会が認めた場合に限り変更できるものとする。

## 9 バナーの掲載取りやめ

- (1) スポンサーは、自己の都合によりバナーの掲載を取りやめることができる。
- (2) 前項の規定によりバナーの掲載を取りやめようとするスポンサーは、取りやめる日の7日前までに所定の用紙により運営委員会に申請しなければならない。

## 10 バナーの掲載取消し

運営委員会は、次のいずれかに該当する場合は、バナー掲載を取り消すことができる。

- (1) バナーの内容が第2項のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) スポンサーが第6項の規定による掲載料金を支払わないとき。
- (3) スポンサーが第7項の規定によるバナーの原稿を提出しなかったとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、バナーの掲載を取り消す必要があると運営委員会が判断したとき。

## 11 バナー掲載料金の返還

既納のバナー掲載料金は、原則として返還しない。

## 12 免責事項

- (1) 申込者は、次に掲げる理由によりバナーの掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

ア ホームページの更新、修正等のための停止

イ サーバーおよび通信回線等の点検、障害等による停止

- (2) 前号の理由によりバナーの掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害の賠償等を運営委員会に請求することができない。ただし、運営委員会の責により連続

した2日間を超えてバナーの掲載が停止された場合は、掲載停止期間に相当する掲載料金の返還を請求することができる。

- (3) バナーの掲載または不掲載に関して生じた一切の責任は、スポンサーが負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、運営委員会は賠償する責を負わない。

### **13 その他の事項**

この要綱に定めるもののほか、バナー掲載に関して必要な事項は運営委員会が別に定める。

### **14 実施期日**

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。